

神奈川県川崎競馬組合格約

〔平成12年2月16日〕
〔自治許第43号〕

(名称)

第1条 この組合は、神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、神奈川県及び川崎市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、競馬法（昭和23年法律第158号）に基づいて行う構成団体の地方競馬の実施に関する事務及びこれに付随する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、川崎市川崎区に置く。

(組合議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6人とし、構成団体ごとの定数は、次のとおりとする。

神奈川県 4人

川崎市 2人

2 組合議員は、構成団体の議会において、その議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、当該組合議員を選挙した議会の議員の任期による。

(補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員を選挙した議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(管理者)

第9条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、神奈川県副知事の職にある者で神奈川県知事の指名するものをもって充てる。

(副管理者)

第10条 組合に副管理者2人を置く。

- 2 副管理者のうち1人は、川崎市副市長の職にある者で川崎市長の指名するものをもって充て、他の1人は、管理者が選任する。
- 3 管理者が選任する副管理者の任期は、4年とする。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、神奈川県職員のうちから管理者が選任する。

(職員)

第12条 前3条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、構成団体の監査委員（識見を有する者のうちから選任された者に限る。）及び組合議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、構成団体の監査委員のうちから選任される者にあつては当該構成団体の監査委員の任期により、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

(収益の配分)

第14条 地方競馬の実施に関する事務及びこれに付随する事務により生ずる組合の収益は、構成団体に配分するものとし、その割合は、次のとおりとする。

神奈川県	15分の10
川崎市	15分の5

(経費の支弁の方法)

第15条 組合の経費は、地方競馬の実施に関する事務及びこれに付随する事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、不足するときは、その不足額を前条に規定する割合により構成団体が負担するものとする。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県職員定数条例等の一部を改正する等の条例(平成18年神奈川県条例第71号)附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる神奈川県副出納長の設置及び定数に関する条例(昭和30年神奈川県条例第36号)第1条の規定により副出納長が置かれる場合においては、この規約による変更後の第11条の規定は適用せず、この規約による変更前の神奈川県川崎競馬組合規約(以下「旧規約」という。)第11条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規約第11条第2項中「神奈川県副出納長」とあるのは、「神奈川県職員定数条例等の一部を改正する等の条例(平成18年神奈川県条例第71号)附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる神奈川県副出納長の設置及び定数に関する条例(昭和30年神奈川県条例第36号)第1条の規定により置かれる神奈川県副出納長」とする。